

レセプト電算処理医科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

「救急医療管理加算 1（診療報酬上臨時的取扱）（往診）」等の記録方法について

令和 3 年 7 月 30 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 51）」に基づき新設された診療行為コードにつきましては、下記の事項にご留意の上、記録願います。

記

1 新設された診療行為コード等

診療行為コード	診療行為名称	告示等識別区分（1）
114052070	救急医療管理加算 1（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）（往診の場合）（1 日につき）	7：加算項目
114052170	救急医療管理加算 1（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）（訪問診療の場合）（1 日につき）	7：加算項目
114052270	救急医療管理加算 1（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）（特別往診の場合）（1 日につき）	7：加算項目
114052370	乳幼児加算（救急医療管理加算）（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）（往診の場合）	7：加算項目
114052470	小児加算（救急医療管理加算）（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）（往診の場合）	7：加算項目
114052570	乳幼児加算（救急医療管理加算）（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）（特別往診の場合）	7：加算項目
114052670	小児加算（救急医療管理加算）（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）（特別往診の場合）	7：加算項目
114052770	乳幼児加算（救急医療管理加算）（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）（訪問診療の場合）	7：加算項目

